

第48回平成24年12月与謝野町議会定例会会議録(第7号)

招集年月日 平成25年1月15日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午前9時56分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

| | | | |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 野村生八 | 10番 | 山添藤真 |
| 2番 | 和田裕之 | 11番 | 小林庸夫 |
| 3番 | 有吉正 | 12番 | 多田正成 |
| 4番 | 杉上忠義 | 13番 | 井田義之 |
| 5番 | 塩見晋 | 14番 | 糸井満雄 |
| 6番 | 宮崎有平 | 15番 | 勢旗毅 |
| 7番 | 伊藤幸男 | 16番 | 谷口忠弘 |
| 8番 | 浪江郁雄 | 17番 | 今田博文 |
| 9番 | 家城功 | 18番 | 赤松孝一 |

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

| | | | |
|-----------|-------|--------|-------|
| 町長 | 太田 貴美 | 代表監査委員 | 足立 正人 |
| 副町長 | 堀口 卓也 | 教育長 | 垣中 均 |
| 企画財政課長 | 浪江 学 | 教育委員長 | 白杉 直久 |
| 総務課長 | 奥野 稔 | 商工観光課長 | 長島 栄作 |
| 岩滝地域振興課長 | 中上 敏朗 | 農林課長 | 永島 洋視 |
| 野田川地域振興課長 | 浪江 昭人 | 教育推進課長 | 小池 信助 |
| 加悦地域振興課長 | 森岡 克成 | 教育次長 | 和田 茂 |
| 税務課長 | 植田 弘志 | 下水道課長 | 西村 良久 |
| 住民環境課長 | 朝倉 進 | 水道課長 | 吉田 達雄 |
| 会計室長 | 飯澤嘉代子 | 保健課長 | 泉谷 貞行 |
| 建設課長 | 西原 正樹 | 福祉課長 | 佐賀 義之 |

5. 議事日程

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 道路法に基づく町道の標識の寸法等に関する条例の制定について (提案理由説明) |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 道路法に基づく町道の構造の基準に関する条例の制定について (提案理由説明) |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく町道の 移動等円滑化基準に関する条例の制定について (提案理由説明) |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 与謝野町立古墳公園の指定管理者の指定について (提案理由説明) |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 野田川森林公園の指定管理者の指定について (提案理由説明) |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | クアハウス岩滝の指定管理者の指定について (提案理由説明) |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 平成 24 年度与謝野町一般会計補正予算 (第 7 号) (提案理由説明) |

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(赤松孝一) 皆さん、おはようございます。

12月定例会の会期中ではありますが、平成25年になりまして初めての本会議でございます。ことしも1年、どうぞよろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員は、18人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

ご報告いたします。お手元に配付しておりますように、本日、議案第1号 道路法に基づく町道の標識の寸法等に関する条例の制定について、ほか6件が提出されました。以上、7件を上程します。

日程第1 議案第1号 道路法に基づく町道の標識の寸法等に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 皆さん、おはようございます。

また、寒さがぶり返したようでございますけれども、本日、どうぞよろしく願いいたします。

議案第1号 道路法に基づく町道の標識の寸法等に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治体の自主性を強化し自由度の拡大を図るため、平成23年5月2日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第1次一括法)が公布されました。

これに伴い町が管理する町道の標識について、国土交通省令で定める基準を参酌して寸法等を条例で定めることとなったものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただきご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長(赤松孝一) 西原建設課長。

建設課長(西原正樹) おはようございます。

それでは、議案第1号の関係につきまして、説明をさせていただきます。

標識には、案内標識、警戒標識、規制標識、指示標識の4種類がございます。また、それらに附置される補助標識がございます。今回、上程させていただきました道路法に基づく町道の標識の寸法等に関する条例につきましては、道路管理者が設置できる案内標識、警戒標識と、それらに附置される補助標識の寸法等を定めるものでございます。

案内標識は、道路利用者に目的地、あるいは通過地の方向、距離等の情報を提供するものでございます。また、警戒標識は道路及び沿道には運転をする上で注意する箇所があり、運転手に予告し、必要な減速と注意を促すものでございます。5ページと6ページに主な案内標識、7ページにつきましては警戒標識を、また、8ページにつきましては補助標識を図示をさせていただいております。何とぞご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議長（赤松孝一） 本案につきましては、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第2 議案第2号 道路法に基づく町道の構造の基準に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第2号 道路法に基づく町道の構造の基準に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治体の自主性を強化し自由度の拡大を図るため、平成23年5月2日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法）が公布されました。

これに伴い町が管理する町道について、国土交通省令で定める基準を参酌して構造の基準を条例で定めることになったものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議いただきご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） それでは、議案第2号につきまして、説明をさせていただきます。

道路の構造の原則は、道路法第29条に、当該道路に存する地域の地形、地質、気象、その他の状況及び当該道路の交通状況を考慮し、通常の影響に対して安全なものであるとともに、安全かつ円滑な交通を確保することができるようにしなければならないというふうになっております。

道路区分につきましては、第一種から第四種の道路に区分をされますけれども、第一種と第二種につきましては、高速自動車道並びに自動車専用道路のことを指してございまして、今回、市町村道の部分につきましては第三種及び第四種の道路の構造例の基準を利用をさせていただきたいというふうに考えておるものでございます。

今回、上程をさせていただきました内容につきましては第三種と第四種の道路構造例を利用し、今後、新設及び改築につきましては、この構造例を利用させていただきたいというふうに考えているところでございます。

何とぞご審議の上、ご承認をいただきますようよろしくお願いいたします。

議長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第3 議案第3号 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく町道の移動等円滑化基準に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第3号 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく町道の移動等円滑化基準に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため平成23年8月30日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第2次一括法）が公布されました。これに伴い町が管理する町道について、国土交通省令で定める基準を参酌

して、移動等円滑化基準を条例で定めることになったものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） それでは、議案第3号につきまして、説明をさせていただきます。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が平成18年6月に制定され、移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置が決められ、これに応じ道路管理者は特定道路の新設、または改築を行うときは、道路移動等の円滑化基準に適合するように維持をしなければならないというふうになりました。今般、第2次一括法の施行に伴い新たに条例を定めなければならないものがございます。

内容につきましては、第1章の趣旨では町道の新設、あるいは改築に当たって高齢者、障害者の皆さんの移動がしやすいよう基準を定めるとともに、高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律、第2条9号に規定する特定道路における移動等の円滑化のための必要な基準を定めることとしております。

第2章の歩道につきましては、先ほどの道路法に基づく町道の構造の基準に関する条例に合致させております。

また、第3章の立体横断施設につきましては、特定道路における立体横断施設の基準を定めているところでございます。また、自動車駐車場及び、その他施設につきましては、福祉のまちづくり条例を順守しているものでございます。何とぞご審議の上、ご承認がいただきますよう、よろしく願いをいたします。

議 長（赤松孝一） 本案につきましても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第4 議案第4号 与謝野町立古墳公園の指定管理者の指定についてから、日程第6 議案第6号 クアハウス岩滝の指定管理者の指定についてまで、以上、3件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 異議なしと認め、日程第4 議案第4号から日程第6 議案第6号までの指定管理者の指定にかかわる3議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第4号から議案第6号の指定管理者の指定につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第4号の与謝野町立古墳公園に係る指定管理者の指定についてでございますが、本施設の指定管理者につきましては、去る1月9日に指定管理者選定委員会により指定申請団体とのヒアリングを実施し、同日に開催された同委員会で慎重審議され、その結果をもとに同委員会から答申をいただき、丹後王国古墳公園保存会合同会社を指定管理者の候補者として決定させていただいたものでございます。

その理由といたしましては、国指定史跡、蛭子山古墳、国指定史跡、作山古墳は丹後の隆盛の歴史を今に伝える記念物で、高い歴史的価値を有するものでございます。これらを適切に保存

するとともに、地域振興等に活用するためには、民間ノウハウを導入していくことが賢明であり、加えて地元地域に根づいた組織による恒久性が必要でございます。

そこで、丹後王国古墳公園保存会合同会社が有する地元力は、本施設を運営していく上においても必要不可欠なものでございます。また、地元地域ならではのきめ細やかな視線によって適正な管理が望めるとともに、丹後文化を発信する基地として活用することが最良とされ、そのことが利用者へのサービス向上、効果、効率的な管理運営、また、地域文化及び研究活動の振興の発展等、地域に根差した団体として本施設にふさわしい事業展開が期待できる団体として、その役割を十分に担っていただけるものと考えております。

指定期間につきましては、平成25年4月1日から平成28年3月31日での3年間といたしております。

続きまして、議案第5号の野田川森林公園に係る指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本施設の指定管理者につきましても同様、1月9日に指定管理者選定委員会により指定申請団体とのヒアリングを実施し、同日に開催された同委員会で慎重審議され、その結果をもとに同委員会から答申をいただき、合同会社コミュニティ野田川を指定管理者の候補者として決定させていただいたものでございます。その理由といたしましては、本法人は、これまで本施設の指定管理者として施設を管理運営いただいております。今日までのノウハウを十分生かした円滑な管理運営と、さらなる施設利用者の拡大や観光振興の促進が期待できる法人と判断し、選定するものでございます。

また、本法人は地域活性化を目的に、地元住民により組織されており、これまでの施設運営の中で地域コミュニティが形成されることも大きな強みとして、施設の設置目的に見合う事業展開の役割を担っていただけるものと考えております。

指定管理につきましては、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間としております。

最後に、議案第6号のクアハウス岩滝に係る指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本施設の指定管理者につきましては、資料でもお示しをしておりますとおり3団体から指定申請を受けたところですが、去る1月9日に指定管理者選定委員会により指定申請団体とのヒアリングを実施し、同日、開催された選定委員会におきまして、慎重審議がなされ、その結果をもとに同委員会から答申をいただき、最終的にドルフィン株式会社を指定管理者の候補者として決定させていただいたものでございます。

その理由といたしましては、この法人が昭和57年から30年間にわたりスイミングスクールやフィットネス事業などを展開してきたノウハウと、四つの温泉施設を含む27施設で指定管理者として管理運営している実績を持ち、天の橋立岩滝温泉を利用して、町民の健康増進及び回復並びに、これらをもって町の活性化を図ることを目的とする本施設の指定管理者として、今日までのノウハウを十分生かし、施設を適正かつ効果的に管理運営する能力を有していると考えられる点でございます。

また、安心、快適、活力、安全をキーワードとして、本施設の設置目的に則した利用者目線の

運営をしていただくことで、本施設はもちろん与謝野町のさらなる発展、成長に寄与するものであると考えられます。

指定管理の期間につきましては、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間としております。

以上、指定管理者の指定に係る3議案について、よろしくご審議の上、何とぞご承認いただきますようお願いいたします。

議長（赤松孝一） 本案につきましても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第7 議案第7号 平成24年度与謝野町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町議長（太田貴美） 議案第7号 平成24年度与謝野町一般会計補正予算（第7号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は3,630万1,000円を減額し、総額を115億4,002万2,000円といたすものでございます。

まず、歳出についてご説明申し上げます。

14、15ページをお開き願います。第4款衛生費、第2項清掃費、第3目し尿処理費は、職員人件費で時間外勤務手当を12万4,000円追加いたしております。これは年末のくみ取り件数が予想以上に多くあり、休日勤務にて対応したことによるものでございます。第6款農林水産業費、第1項農業費、第4目農地費では、農業用施設整備事業で第15節工事請負費を330万円追加いたしております。これは長年実施してきましたひまわり15万本事業が地元農家の高齢化等もあり、平成25年度からは取り組むことができなくなったため農業用水路や取水用のポンプの改修を行い、水稻の作付ができるよう原形に機能復旧させていただくものでございます。長らくお世話になりました亀山農会の方々をはじめ、関係者の皆様のご労苦に対し、この場をおかりいたしまして厚くお礼を申し上げます。大変ありがとうございました。

次に、農業施設管理費では、有機物供給施設管理運営事業を244万2,000円追加いたしております。これは本施設の基幹部品であるモーター及び減速機にふぐあいが生じてまいりましたので、緊急修繕を行う必要があり、修繕料を224万7,000円追加するほか、魚のあらなどの仕入れ済み原材料について、腐敗により処分しなければならないものが出てきたことから、廃棄処理委託料を19万5,000円追加いたしております。

次に、第8款土木費、第2項道路橋りょう費、第2目道路維持費では、除雪対策事業で第13節委託料を1,000万円追加いたしております。年明けの降雪に伴う除雪作業委託料の追加でございます。

次に、第10款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費では、小学校管理運営事業で需用費の修繕料を49万1,000円追加いたしております。市場小学校に、ひざに障害を持たれた児童が4月に新入学されますので、女子トイレを1カ所、洋式に改修いたすものでございます。

次のページにかけての第3項中学校費、第1目学校管理費では、中学校施設整備事業で設計委託料を5,300万円減額いたしております。加悦中学校改築事業に伴う実施設計業務を全額減

額するものでございます。なお、本実施設計業務につきましては、できる限り早期に、改めて入札を行い、設計業務を進めてまいりたく考えておりました、6ページに第2表、債務負担行為を設定し、平成25年度までの期間で限度額を5,300万円といたしております。本債務負担行為は、平成24年度では契約行為を行うこととして、予算計上額はゼロとし、平成25年度に限度額全額の5,300万円を計上させていただくものでございます。第14款予備費は34万2,000円追加し調整いたしております。以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。

第9款地方交付税は、普通交付税を1,200万円追加いたしております。第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、第7目土木費国庫補助金、第3節住宅費補助金は住宅建築物安全ストック形成事業費補助金を129万7,000円減額しております。これは岩滝体育館耐震診断業務について、本補助金を受けて実施することといたしておりましたが、本診断業務も三宅建築設計事務所が請負業者であり、契約解除したことに伴い補助金全額を減額いたすものでございます。

第15款財産収入、第2項財産売払収入、第1目不動産売払収入では土地売払収入を329万6,000円追加いたしております。野田川衛生プラントにおいて京都府道路公社が鳥取豊岡宮津自動車道整備事業用地として残地を追加買収していただけることとなったものでございます。

第20款町債は、第9目教育費で中学校施設整備事業債を5,030万円減額いたしております。歳出でご説明いたしました加悦中学校改築事業の減額に伴うものでございます。

なお、7ページに第3表、地方債補正を計上し、廃止いたしております。

以上が、平成24年度与謝野町一般会計補正予算（第7号）の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 本案につきましても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は1月22日、午前9時30分から開議いたしますので、ご参集をよろしく願います。

お疲れさまでございました。

（散会 午前 9時56分）